

## 福利厚生センター (ソウェルクラブ) について

福利厚生センターは、社会福祉事業に従事する方々の福利厚生の増進を図ることを目的とし、設立された法人です。共助会はソウェルクラブ千葉として事業の一部を受託しています。

### 会員の対象者

共助会加入と別に、事業主が福利厚生センターと契約することで、福利厚生サービスを利用することが可能です。

### 年会費

一人につき10,000円です。(事業主の負担となります。)

### ソウェルクラブのサービス

- 法人利用
- 生活習慣病予防健診費用助成(最大4,120円)
  - 健康生活用品給付
  - 各種贈呈事業(永年勤続記念品、資格取得記念品、結婚お祝、出産お祝、入学お祝)
  - クラブ・サークル活動助成
  - 弔慰金、見舞金のお支払
  - 各種講習会、海外研修の実施
  - 事務用品割引購入 etc.



- 個人利用
- 指定保養所(会員一泊2,500円助成)
  - 会員制リゾート施設
  - 住宅建築、車購入、冠婚葬祭など各種割引サービス
  - 各種団体保険の提供
  - ところとからだの電話健康相談
  - 会員交流事業 etc.



詳しくは、ホームページをご確認ください。



## 交通アクセス



- JR「千葉駅」西口より徒歩15分
- JR「千葉みなと駅」より徒歩10分
- 千葉モノレール「市役所前駅」より徒歩3分
- JR「千葉駅」バス停より「JR千葉みなと駅行き」または「千葉みなと經由千葉駅行き」で「NHK前」下車徒歩1分

### 事務取扱時間

[平日] 8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

### 公益社団法人

千葉県社会福祉事業共助会 事務局

〒260-0026

千葉市中央区千葉港4-3 (県社会福祉センター内)

TEL 043-245-1729 FAX 043-245-9047

# 共助会のしおり

加入者用

公益社団法人  
千葉県社会福祉事業共助会

## 共助会とは

千葉県社会福祉事業共助会は、県内における社会福祉の向上と民間公益活動の発展に寄与することを目的とした共済団体です。

## 加入対象者

千葉県内の民間社会福祉施設・団体における有給従事者(本俸月額3万円以上)を対象としています。

## 掛金と加入者負担金

加入者は毎月、共助会へ掛金および加入者負担金を納付します。掛金は、事業主との間で折半された金額となっています。これらは、給与から控除されます。

掛金(加入者)  
標準給与月額  
の1,000分の  
25



加入者負担金  
標準給与月額  
の1,000分の  
2

※標準給与月額とは、本俸の範囲により決定されます。  
本俸が203,000円の場合、本俸の範囲が200,000円以上205,000円未満に該当し、標準給与月額は200,000円となります。

## 退職共済金の受給

退職金の種類と給付要件

### ◇ 退職一時金

掛金納付期間が1年以上の者が退職したとき支給されます。

### ◇ 退職年金

掛金納付期間が20年以上かつ退職時の年齢が60歳以上の者が退職したときに選択が可能です。

### ◇ 遺族一時金

加入者本人が死亡した場合、遺族に支給されます。

※掛金納付期間が1年未満の場合、退職金は支給されません。  
また、掛金の返戻もありません。

## 退職金シミュレーション

### ◇ 試算条件

本俸200,000円で加入し、1年毎に5,000円ずつ昇給していくことを想定します。

加入期間	本俸	加入者掛金	退職金
1年	200,000円	60,000円	60,600円
6年	225,000円	381,250円	808,597円
10年	245,000円	665,250円	1,539,366円

### ◇ 試算結果

1年加入した後で退職した場合、加入者掛金よりも退職金が多くなります。  
6年加入した後で退職した場合、退職金は加入者掛金の2倍以上になります。

退職金に関するお問い合わせは、共助会事務局までお願いします。



共助会事業に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

公益社団法人 千葉県共助会

検索

## 福利厚生事業について

### ◇ 慶弔金を支給します

結婚	出産	本人死亡
20,000円	10,000円	50,000円

※結婚お祝い金は加入者同士が結婚した場合、夫婦各々で申請することができます。  
出産お祝い金は、加入者および配偶者が出産したときに申請することができます。

### ◇ 研修事業を実施します

加入者は、共助会が主催する研修会へ無料で参加できます。個人のスキルアップにご活用ください。

### ◇ 契約施設割引利用券を発行します

共助会が契約しているプール施設、レジャー施設、スパリゾート施設等を割引料金で利用できます。事前に割引利用券の申請が必要となります。

### ◇ 生活資金を貸付します

掛金納付期間が1年以上となった場合、退職金を限度額として生活資金の借入が可能です。

### ◇ 長期在籍者を顕彰します

在籍期間(掛金納付期間)が25年に達した場合、顕彰状と記念品を贈呈します。

### ◇ 共助会ニュースをお届けします

共助会の事業内容をよく知って頂くために毎年、機関誌を発行しています。各事業の詳細は、共助会ホームページに掲載しています。

### ◇ 会員交流事業への参加・その他

共助会が企画する会員交流事業へ参加することができます。家庭用常備薬、お中元・お歳暮などを廉価で購入することができます。